第六十六条第二項	集合動産譲渡担保権及び当該集合動産譲渡担保権に競合する集合動産譲渡担保権	集合動産留保所有権及び当該集合動産留保所有権に競合する集合動産留保所有権
第六十六条第三項	集合動産譲渡担保権に係る	集合動産留保所有権に係る
第六十六条第五項	集合動産譲渡担保権が	集合動産留保所有権が
第六十七条	集合動産譲渡担保権に	集合動産留保所有権に
	集合動産譲渡担保権を	集合動産留保所有権を
第六十九条第一項	集合動産譲渡担保権に	集合動産留保所有権に
	集合動産譲渡担保権は	集合動産留保所有権は
第六十九条第二項	集合動産譲渡担保権に	集合動産留保所有権に
	集合動産譲渡担保権が	集合動産留保所有権が
第六十九条第三項	集合動産譲渡担保権に	集合動産留保所有権に
第七十条第一項	集合動産譲渡担保権	集合動産留保所有権
第七十一条第一項	集合動産譲渡担保権の	集合動産留保所有権の
第七十一条第一項第二号	集合動産譲渡担保権（集合動産譲渡担保権	集合動産留保所有権（集合動産留保所有権
第七十一条第二項	集合動産譲渡担保権が	集合動産留保所有権が
	集合動産譲渡担保権の	集合動産留保所有権の
第七十一条第二項第一号	集合動産譲渡担保権に	集合動産留保所有権に
第七十五条第一項	第三者（以下この項及び第八十八条において「動産譲渡担保権者等」という。）	第三者
	動産譲渡担保権者等が	留保売主等又は処分清算譲渡を受けた第三者が
第七十八条第一項	第三者（以下この項及び次項において「動産譲渡担保権者等」という。）	第三者
	動産譲渡担保権者等に	帰属清算の通知若しくは処分清算譲渡をした留保売主等又は処分清算譲渡を受けた第三者に
第七十八条第二項	動産譲渡担保権者等	帰属清算の通知若しくは処分清算譲渡をした留保売主等又は処分清算譲渡を受けた第三者
第八十八条第一項及び第三項	動産譲渡担保権者等	留保売主等又は第三者（処分清算譲渡を受けた者に限る。）

第九十条	第八十二条第一項	第百十一条第一項において準用する第八十二条第一項
第九十七条第一項	第六十条及び第六十一条（これらの規定を同法第九十三条（同法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）次項において同じ。）において準用する場合を含む。）	第百十一条第一項において準用する同法第六十条及び第六十一条
第九十七条第三項	第二条第三号に規定する譲渡担保権（以下この条において単に「譲渡担保権」とする	第二条第十八号に規定する留保所有権（以下この条において単に「留保所有権」とする
第九十七条第四項	第二条第三号に規定する譲渡担保権（第十項において単に「譲渡担保権」とする	第二条第十八号に規定する留保所有権（第十項において単に「留保所有権」とする
第九十七条第五項	第二条第三号に規定する譲渡担保権（以下この節及び第八百九十一条において単に「譲渡担保権」と、	第二条第十八号に規定する留保所有権（以下この節及び第八百九十一条において単に「留保所有権」と、
	第六十条及び第六十一条（これらの規定を同法第九十三条（同法第九十六条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）において準用する場合を含む。）	第百十一条第一項において準用する同法第六十条及び第六十一条
第九十七条第六項	第二条第三号に規定する譲渡担保権（以下この条において単に「譲渡担保権」とする	第二条第十八号に規定する留保所有権（以下この条において単に「留保所有権」とする
第九十八条第一項及び第二項	根譲渡担保権	根留保所有権
第九十八条第二項	第九十七条第二項	第百十一条第一項において準用する同法第九十七条第二項
第九十八条第三項及び第四項	根譲渡担保権	根留保所有権
	第二十六条第二項	第百十一条第一項において準用する同法第二十六条第二項
第九十九条第八項	第九十九条第一項	第百十一条第一項において準用する同法第九十九条第一項
第百一条第八項	第百一条第一項	第百十一条第一項において準用する同法第百一条第一項
	同条第七項	同法第百十一条第一項において準用する同法第百一条第七項